

大規模小売店舗の新設に関する届出に対する市町村 意見の公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 8 条第 1 項の規定により、延岡市から意見を聴取したので、同条第 3 項の規定により次のとおり縦覧に供する。

公 告 日：令和 8 年 2 月 6 日

届出年月日：令和 7 年 11 月 13 日

店 舗 名：H A R D O F F ・ O F F H O U S E 延岡店

縦 覧 場 所：宮崎県商工観光労働部商工政策課

縦 覧 期 間：令和 8 年 2 月 6 日から令和 8 年 3 月 6 日 まで

意見の概要：別紙のとおり



延商第 471 号

令和 8 年 1 月 27 日

宮崎県知事 河野 俊嗣 様

延岡市長 三浦 久知



大規模小売店舗立地法に基づく届出に関する意見について

令和 7 年 11 月 18 日付 25010-1068-4 で照会のあった大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に関し、意見書を提出いたします。

記

1. 意見

意見なし

2. 備考

下記の点についてご留意願います。

担当課：市民環境部資源対策課

- (1) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮、及び廃棄物に係る事項等
廃棄物等の処理について
 - ・本市の「事業系廃棄物の取扱いについて（適正処理ガイドブック）」を遵守してください。
- (2) 廃棄物に係る事項等 廃棄物の保管について
 - ・廃棄物を適切に管理し、周辺に悪臭や衛生上の問題が発生しないよう配慮ください。また、保管容量を超える廃棄物の保管はしないでください。

担当課：市民環境部生活環境課

- (1) 騒音の発生に係る事項について
 - ・室外機（圧縮機出力が 3.75kw 以上のもの）は、延岡市生活環境保護条例において騒音発生施設に該当するため、届出の提出及び規制基準を遵守すること。

- ・周辺住民の良好な生活環境の保全において、問題が生じないよう十分な配慮を行うとともに、万一、苦情等が発生した場合は速やかな対応により解決を図ること。

(文 書 取 扱)

商 工 観 光 文 化 部

商 業 ・ 駅 ま ち 振 興 課 竹 中

TEL : 0982-34-7841

FAX : 0982-22-7080